



あなたの暮らしのそばにいる

名古屋税理士会

成年後見支援センターの ご案内



認知症になっても、障がいがあっても、
自分らしく生きるために…「成年後見制度」
気軽にご相談ください。

(相談は無料です。)

成年後見制度とは

認知症などで判断能力が十分でない方々を支援するため、共に生きる社会の実現を目指すしくみです。
成年後見人には、親族のほか、税理士等の第三者もなることができます。

例えば
こんな時…

- 物忘れがひどくなって財産管理ができなくなりました。どうしたらいいですか？
- 銀行から成年後見制度を利用するように言われました。
- 保佐人になってと言われました。どうしたらいいですか？
- 将来、認知症になったらと不安です。今出来ることはありますか？
- 任意後見と法定後見の違いを教えてください。
- 子供が知的障がい者で将来が不安です。

成年後見支援センターを
利用するには
相談方法は2つ

まずはお電話ください!
052-752-5130

指導員と直接あって
相談したい

相談日の予約

御来館いただき
面談相談

このまま電話で
相談したい

指導員と直接
電話相談

所在地

〒464-0841
名古屋市千種区覚王山通 8-14

相談日

電話相談 毎週木曜日、金曜日
面談相談 毎週金曜日(事前予約制)

相談時間

午後1時30分～午後4時30分(受付は4時まで)

休室日

祝日及び夏期、年末年始等

相談方法

電話または面談による相談
相談専用電話 052-752-5130

名古屋税理士会ホームページ

<http://www.meizei.or.jp/>

面談会場

【岐阜】

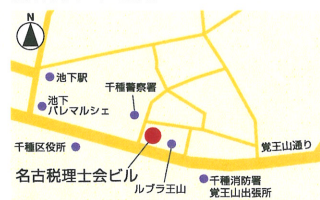
〒500-8819
岐阜市千石町1-16 岐阜北税理士会館内
相談以外の連絡先 058-263-2273



●JR岐阜駅より車で15分

【名古屋】

〒464-0841
名古屋市千種区覚王山通8-14
税理士会ビル4階
相談以外の連絡先 052-752-7711



●地下鉄東山線 池下駅2番出口より徒歩3分